

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、貴殿（以下「ユーザー」といいます。）とスター精密株式会社（以下「スター」といいます。）との間で締結されるもので、ソフトウェアの使用許諾に関する条件を規定するものです。

このソフトウェアおよび付属の情報（以下「本ソフトウェア」といいます。）をインストールまたは使用する前に、このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールすることにより、本契約の条項に同意されたこととなります。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールすることはできません。なお、本契約における本ソフトウェアには、スターにより提供されるいかなる付随的書類をも含むものとします。

1. 許諾された使用方法

スターは、本契約の期間中、ユーザーに対し、本契約の条項に基づき、自己使用を条件として、非独占的、移転・譲渡不可な本ソフトウェアの使用を許諾します。スターは、この限定された使用許諾を除き、本契約におけるあらゆる他の権利を留保します。本契約により許諾される権利は、本ソフトウェアについてスターが有する知的財産権に限定されます。ユーザーは、本ソフトウェアを、スター製品を使用する目的でのみ、直接またはローカル・エリア・ネットワークを経由してスター製品に接続されたコンピュータに、インストールすることができます。

2. 使用の制限

ユーザーは、本ソフトウェアを、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルすること、その他本ソフトウェアにおける機密情報を開示しようとすることはできません。また、ユーザーは、本ソフトウェアの全部または一部について、複製、再製、改変、変更または二次的著作物の創作をすることはできません。上記の規定にかかわらず、ユーザーは、本ソフトウェアのうち、ソース・コードが開示されている部分のバイナリ・データ（オブジェクト・コード）について、解析、複製または改変することができます。ユーザーは、本ソフトウェアを、第三者に対し、再使用許諾、譲渡、賃貸、リース、貸与または再頒布することはできません。スターは、本ソフトウェアに関し、いかなるメンテナンス・サポート、テクニカル・サポートまたはその他のサポートをも提供する義務を負いません。

3. 知的財産権

本ソフトウェアに関する著作権、特許権およびその他の知的財産権は、スターまたはスターのライセンサーに帰属します。本契約の目的は、本ソフトウェアの使用許諾であり、本ソフトウェアの販売、譲渡または移転ではありません。

4. 契約解除

本契約は、解除されるまでの間有効に存続します。ユーザーが本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約に基づくユーザーの権利は、スターからの通知を要することなく、自動的に解除されるものとします。本契約の解除と同時に、ユーザーは、本ソフトウェアの使用を一切停止し、本ソフトウェアの全部または一部の複製すべてを廃棄しなければなりません。

5. 保証の免責

本ソフトウェアを使用する上での危険はユーザーの自己責任であり、十分な品質、性能、正確性および成果に関する危険負担はすべてユーザーにあることを、ユーザーは、明確に認識し、これを了承します。本ソフトウェアは、たとえこれに瑕疵が存在しているとしても一切の保証を伴わない、いわゆる「現状有姿（現状

のまま) 渡し」で提供されるもので、スターおよびスターのライセンサーは、本ソフトウェアに関し、明示、黙示または法令上のいかなる保証または条件についても責任を負いません。係る免責の対象となる保証または条件には、商品性、十分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、権原担保責任および第三者の権利の非侵害に関する、黙示の保証および／または条件を含みますがこれらに限られません。スターは、本ソフトウェアに関するユーザーの権利享有が妨害されないこと、本ソフトウェアの機能がユーザーの要求に適合すること、本ソフトウェアが支障または誤りなく作動すること、または本ソフトウェアの欠陥が修正されることを保証しません。スターまたはスターの正規代理人が与えたいかなる口頭または書面による情報または助言も、新たな保証を付与するものではありません。万一、本ソフトウェアについて欠陥が発見された場合、ユーザーは、必要となるすべてのサービス、修理または修正に関する全費用を負担しなければなりません。

6. 責任の限定

法律によって禁止されていない限り、スターは、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因するかもしくは関連する、逸失利益、データの消失、業務の中断またはその他の商業的損害または損失等を含む、人体損傷または付随的、特別の、間接的または二次的損害等について、これらがいかんして発生したものであっても、責任論（契約、不法行為等）に関係なく、またスターが当該損害の可能性を示唆されていた場合においても、一切の責任を負いません。スターは、いかなる場合であっても、契約上または不法行為に基づくものか否かを問わず、あらゆる種類の損害について責任を負わないものとします。損害の責任を負う場合であっても、その損害の額は、当該責任が生じた事由の直前の3か月間において、ユーザーより実際に支払われた本ソフトウェアの使用許諾の対価を超えないものとします。

7. 準拠法および分割可能性

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されます。本契約のいずれかの条項またはその一部について、管轄権ある裁判所が、何らかの理由により、無効であると判断した場合であっても、本契約のその余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

8. 第三者ソフトウェア

本ソフトウェアの全部または一部に、オープンソースソフトウェアなどスター以外の第三者のソフトウェアその他知的財産（以下「第三者ソフトウェア」といいます。）が含まれる場合、ユーザーは、第三者ソフトウェアの使用について、当該第三者が提供している使用許諾条件に従わなければなりません。本契約の条項は、第三者が提供する各使用許諾条件に係る権利を何ら制限するものではありません。また、各使用許諾条件上の制限により本ソフトウェアの使用に制限が加えられた場合であっても、スターはその責任を負いません。なお、本ソフトウェアに第三者ソフトウェアが含まれる場合、その使用許諾条件は、"SoftwareLicenseAgreementAppendix.pdf" に記載します。すべての第三者ソフトウェアは、あらゆるすべての種類の保証も責任を伴わない現状有姿で提供されるものとします。

9. 損害賠償

ユーザーが本契約の条項に違反した場合、スターは、本契約およびユーザーと他のあらゆる契約を解除することができるものとし、当該解除によりスターが被った損害賠償を請求することができるものとします。